

1 開催日

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 33 号「高知市青年センター条例施行規則の一部改正について」

日程第 3 市教委第 34 号「教員の交通違反に係る措置について」

報告 教育長専決処分

第 404 回高知市議会定例会に提案した予算及び予算外議案について

第 404 回高知市議会定例会に提案した決算認定議案について

追手前小学校に関する陳情の処理状況について

4 委員長閉会宣言

5 出席者

(1) 委員

1 番委員	澤 田 智 恵
2 番委員	溝 淵 悦 子
3 番委員	西 山 彰 一
4 番委員	田 中 十 糸 子
5 番委員	吉 川 明 男

(2) 事務局

教育次長	小笠原 哲 司
	舩 田 郁 男
総務課長	弘 田 充 秋
学校教育課長	岡 村 修
青少年課長	成 岡 賢 一
教育研究所長	横 田 妙 子
総務課長補佐	山 本 正 篤
学校教育課学校教育班長	片 岡 正 樹
青年センター所長	和 田 義 直
総務課総務係長	藤 原 哲
学校教育課管理主事	松 下 整
総務課総務係主査	岡 宗 裕 美

1 平成 19 年 9 月 28 日（金） 15：59～17：05（たかじょう庁舎 5 階会議室）

2 議事内容

澤田委員長 ただ今から，第 1007 回高知市教育委員会 9 月定例会を開会いたします。  
初めに「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は溝淵委員さん，  
お願いいたします。

それでは，議事の審査に移ります。日程第 2 市教委第 33 号「高知市青年センター条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

青少年課長 今回は大きいところからご説明させていただきたいと思いますので，23 頁から前の方へご説明させていただきます。23 頁をお開けさせていただきたいと思います。  
今回，青年センターの条例の一部を改正する条例議案ということで，それに伴います規則の改正を出させていただいたところですが，これは指定管理者に移行する手続きを含めました条例の変更によるものでございます。  
まず，23 頁の施設の概要は，ここに書いているとおりでございますが，2 番目の「条例改正の内容」というところでございます。20 年 4 月から指定管理者による施設の管理運営を計画しておりまして，そのための条例整備でございます。次に「指定管理者による管理」ということで，地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づきまして，公の施設の管理を行わせることができるという規定に基づきまして，今回の条例改正を行うものがございます。

次に「管理の基準」でございますが，条例で申しますと 8 条，9 条関係でございますが，時間的なものと休所日は従来どおりでございます。

次に「指定管理者の行う業務」でございますが，「青年センターの施設又は利用の許可」6 条関係でございます。それから「青年センターの維持管理に関する業務」「青年センターの設置目的を達成するための業務」というところございまして，「指定管理者の権限」につきましては，「利用の許可」「利用の制限」「権利の譲渡等の承認」「許可の取消し」等でございます。

次に「利用料金」という 17 条関係でございますが，これは現在は使用料になります。指定管理者に移りますと「利用料金」になりまして，指定管理者の収入として収受させて全体の経費から利用料金を引いた額で委託することになるかと思っております。

次に 3 番目の「指定管理者が行う業務の仕様」でございますが，「管理運営に対する基本的な考え方」ということで，「平等性」「安全」「効率・弾力的な運営」「快適な施設」「個人情報保護」「情報公開」というところございまして，次の頁をお開きさせていただきたいと思いますが，「管理の基準」につきましては，先ほど申し上げました条例に定めたとおりございまして，具体的にはどのような内容を指定管理者に行わせるかについては，「センターの利用に関すること」「維持管理」「体制の整備」「利用者の安全の確保」「個人情報保護」「情報公開」「業務報告」ということですが，この施設は青少年の教育施設でございますので，直営の行うものは残しております。各種の講座，教室とかサークル団体の育成，成人式等は直営で行います。それから，建物の一部補修で 30 万以上につきましても直営で行うものがございます。

次に4番目に「指定管理者の選定基準」ということですが、他の施設も同じでございまして、ここに書いております基準に基づきまして選定をしてみたいと思います。

次の「今後の対応」ですが、10月から11月にかけて指定管理者の公募を行います。期間としては3年を考えております。公募を行いまして選定委員会による選定を行った後、12月議会に指定管理者の指定議案を提案いたしまして、20年4月から指定管理者による施設の運営に移行していくことを予定しております。

それから、今回の規則の前に17頁をお開きいただきたいと思います。条例の関係でございまして、専決処分をいたしております条例でございまして、今回は指定管理の内容に移行すると同時に内容を整理いたしております。例えば、第3条をご覧いただきたいと思いますが、「勤労青年学校」とありますが、今回はそれを除いております。これにつきましては、昔はやっておりましたが現在はやっておらず、「青年教室」になっておりますので、こういう部分を整理させていただいております。具体的には第5条からが指定管理者の規定になっており、新たに追加したものでございまして、5条が「手続き」、6条が「業務の内容」、7条が「指定管理者の権限」、8条・9条が現在は規則の方にございまして、指定管理に移行する場合は「利用時間」「休所日」等は条例に規定するように定められておまして、規則から条例へ移行したものでございまして、10条から13条につきましては、6条が10条に7条が11条にというように順番に下がってきておまして、17条は先ほどご説明した利用料金制を規定したものでございまして、続きまして13条が18条というように順番に繰り下がるものでございまして、

それでは、本題の規則に移りますが5頁をお開きいただきたいと思います。これが規則の新旧対照表でございまして、指定管理に伴った条例の改正に伴う規則の改正で、まず、旧の2条の関係につきましては、条例の8条・9条となりますので、この部分は削除することとなっております。それに伴いまして、4条が2条、5条の2が3条になりまして、7条が4条、8条が5条というように順番に繰り上がりまして、10条が指定管理に伴い新しく設置したものでございまして、10条によりまして現在「教育長」とあるところを「指定管理者」に読み替え、現在は「使用料」としていただいておりますが、それが指定管理者になりますと「利用料金」になりますので「利用料金」といたしております。それから、「教育委員会」とあるところは「指定管理者」とする読み替え規定でございまして、

以上、簡単でございまして説明を終わらせていただきます。

澤田委員長            それでは、この件に関しまして質疑等はございませんか。

溝渕委員              利用許可の業務は指定管理者にするとおっしゃっていただきましたが、19頁の条例の新旧対照表の新の方の11条に「青年センターを利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。」と残しているのはどういう訳ですか。

青少年課長            第6条の指定管理者が行う業務に「指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。」ということで、「青年センターの施設又は設備の利用の許可に関する業務」で、1回は利用について青年センターが決めておまして、指定管理者に委任するというので6条に規定しております。

溝渕委員              指定管理者の業務は、許可をするのも業務なんですか。

それなのに、11条で「教育委員会の許可を受けなければならない。」とあるのは何故ですか。

総務課長

はい。総務課長の弘田です。

少し戻っていただきまして18頁の第7条をご覧くださいと思います。ここに「指定管理者の権限」ということで、指定管理者は、第11条の「利用の許可」に関する教育委員会の権限を行うものとするということで、利用の許可に関して指定管理者に行わせる場合は、教育委員会の権限を指定管理者に委ねるという取扱いとしております。

青少年課長

第7条の第11条から第13条までで、第11条が「利用の許可」でございます。第12条が「利用の制限」、第13条が「権利譲渡の禁止」、それから18条が「利用の許可の取消し」ということで、ここで指定管理者に権限を委ねることとなっております。

溝渕委員

11条で「教育委員会の許可を受けなければならない。」というのを、7条の規定で指定管理者が許可するということですか。

そうすると、6条で指定管理者が「許可に関する業務」というのは・・・。

総務課長

総務課長の弘田です。許可するという意思決定も指定管理者に委ねるということで、それに付随した許可書を出すとかの手続き的な部分と事務的な部分も行わせるといった、権限の部分と事務的な部分とがあります。このようにさび分けているのは、もともと規程自体が指定管理に行わせることができるという立りになっておりまして、この規程でいうと、「行わせることもできる」という可能性を与えたということで、事情によれば「行わせない」ともできるという道もある訳ですが、基本的にはどちらかを選択しなければならないので、直営か指定管理かということで、今回は指定管理で行うということで、この規程の中では「指定管理を行わせることができる」ということになっておりますが、従前の直営の場合は委員会が許可しており、許可書等はその窓口で職員が出しておりますけれども、事業団に業務委託している場合等は、直営でもそこで許可書を出している形態もございます。そういうことで、ここは権限と事務も一切を指定管理に合わせ委ねる形となります。

青少年課長

17頁の第5条をご覧くださいければその規定を書いております。

今回のこの条例につきましては、先ほど総務課長から説明のあったように「教育委員会が指定する者に行わせることができる。」という規定で、全部を指定管理が行う訳ではありません。市もできるが市の業務を指定管理者に行わせることもできるということが地方自治法第244条の規定でございますので、それを具体化したのがこの条例になるのかなと思います。

吉川教育長

これは全庁的に法制の指導のもと条例改正をしたと思いますが、市民の目から見た時に、大変理解しづらいというのが一般的な見方ではないかと思えます。これはこれで仕方ありませんが、違和感があるのは溝渕委員さんがおっしゃられた先に教育委員会が行うべきことを全て書き切って、その後に教育委員会が行う部分についても指定管理者が指定を受けて行うということにすればもっと理解しやすいと思えます。ところが、指定管理を先に出しておいて、後段にいろいろあるので理解しづらくなるのが一般的な見方だと思います。今後も指定管理に関

わる業務は、当然整理がされていく訳ですが、今の意見は私の意見も含めて総務部の法制担当には伝えてほしいと思います。外からの目で見ると大変分かりづらい条例になっております。

溝渚委員 指定管理者を置くための条例の改正な訳ですが、置くことを前提にして指定管理者が行う権限を決めているのに、教育委員会が許可しなくてはならないというのが後で出てくるので・・・。

3年指定管理をやって、あまり良くないので直営に戻そうという時にも使えるような条例にしてあるという訳ですね。

青少年課長 そうです。

西山委員 指定管理者は行政としての権限を有するのでしょうか。  
私はどちらかという、指定管理者は特定の業務を請け負う者であって、行政としての権限は有しないという理解ですが、どちらでしょうか。

舛田次長 基本的には有しておらず、仕事の代行という考え方です。本質的なところはしっかり押さえておくもので、考え方についてはおっしゃるとおりです。

溝渚委員 使用させるかさせないかの権限も与えているのですよね。

舛田次長 許可するのは基本的には教育委員会です。ただし、部屋を貸すとかの許可の仕事等、市役所が業者に頼む範囲の中で、これぐらいであったら許可してくださいという裁量部分は委ねざるを得ませんので、その部分は市と管理者との間で一定の合意のもとに任せ、判断に困るものについては、教育委員会の判断を求めることとなります。

吉川教育長 19頁の第11条に「許可に条件を付することができる。」とあります。公の施設でございますので、条件を付するということで条例及び規定等に掲げたうえで行っていくものです。権限には義務が付きまとう訳でございますが、青年センターの施設で、例えば施設上の瑕疵等で事故が起こったとか、分担があるものの最終の責任はあくまでも教育委員会が持つこととなっておりますので、権限の定義からいうと根源的な権限について手放した訳ではありません。

溝渚委員 そうすると、許可等の行政処分は指定管理者の名前ではなく教育委員会名で渡す訳ですか。

青少年課長 指定管理者の名前になります。

溝渚委員 権限を与えている訳ですよ。

総務課長 少し補足させていただきますが、権限は一定与えておりますが、自治法上は利用の許可の権限を与える訳ですが、それに対する申立てがあった場合は、権限を与えているからといって指定管理者の方に行くかということ、指定管理者に指定をした地方公共団体の長の方に不服申立てをするというように自治法上は構成されています。

西山委員           それから領収書を発行してもらいますが、施設の名前があり、それに対して印が押されると思いますが、その印は行政の印ですか、それとも指定管理者の印ですか。

青少年課長           指定管理者の印になります。

西山委員           ということは、指定管理者の銀行口座にお金が入るということですか。

青少年課長           はい。先ほどご説明しましたが、利用料金の収入は全て指定管理者に入りことになります。

吉川教育長           ここの年間の使用料はどれくらいですか。

青年センター       130万くらいです。

所長

青少年課長           説明が抜かっておりましたが、基本的には無料の施設になります。ただし、青年の使用がなく空いている場合に限って貸し出してありまして、月11万くらいということであまり収入はありません。

吉川教育長           なお、指定管理者が利潤追求を目指して、部屋をどんどん貸して利益を上げられるようにはなっておらず、まずは青年又は学校に使わせて、空いているところだけを貸し出すものでございますので、そういう目的で走ろうとしても走れないものです。

溝淵委員           7条に「規定に基づく指定が効力を有する間は、教育委員会の権限を行うものとする。」とあり、6条の指定管理者が行う業務のこんなことができますというのも、指定管理者の指定の効力がある間の規定なんですね。

指定管理者の制度を設けますから条例を変更しますと言っておきながら、まず指定管理者のできることが書いてあって、それができない時には元に戻るために今までの効力をまた書いて……。せっかく指定管理者を設けるための改正なのにこんな言い回しをするのかと思いました。

澤田委員長           それでは、この件の質疑を終了し採決に移ります。

市教委第33号「高知市青年センター条例施行規則の一部改正について」を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

委員一同           異議なし。

澤田委員長           ご異議なしと認めます。よって市教委第33号は原案のとおり決しました。

続きまして、日程第3市教委第34号「教員の交通違反に係る措置について」を議題といたします。この案件は秘密会といたします。」

(この案件は、高知市教育委員会会議規則第10条の規定に基づき秘密会とし、同規則第13条第4項の規定に基づき会議録に記載しない。)

秘密会を解きます。

次に教育長専決処分の報告「第 404 回高知市議会定例会に提案した予算及び予算外議案について」事務局の説明をお願いします。

総務課長

総務課長の弘田です。8月の定例会で概略のみ説明し、この9月議会に提案しました予算議案3件、予算外議案「高知市青年センター条例の一部を改正する条例議案」「不動産取得議案」の2件について詳しく説明させていただきたいと思っております。お手元の議案書に綴じ込んでおります資料も併せてご覧いただきたいと思っております。本日の議案書の12頁をご覧ください。資料の13頁の方もご覧いただきたいと思っております。初めに、予算議案3件でございます。

まず、横内小学校新設事業費でございますが、内容は平成8・9年度に高知市学校建設公社で先行整備を行いまして、平成10年度に開校しました横内小学校の昇降所棟について、本年度の国庫補助の事業認定を受けたことに伴いまして、同公社から3億4,850万円で購入を行うものでございます。

今回の買取部分の施設概要でございますが、鉄筋コンクリート造3階建、延床面積1,147㎡の昇降所棟全棟の買取りでございまして、1階は児童昇降所、保健室、トイレ、相談室の一部、2階は職員室、事務室、校長室、更衣室、休憩室、職員用トイレ、3階は音楽室2教室と準備室、倉庫、トイレとなっております。

今回の買取によりまして、横内小学校の施設で残りますのは南舎、屋内運動場、プール、体育倉庫となります。

続きまして、「江陽小学校放課後児童クラブ整備事業費」でございますが、資料のナンバー2と3、14頁と15頁もご覧ください。本年度江陽小学校の放課後児童クラブの入会児童数は79名でございまして、従来から使用していた北舎1階の児童クラブに加えて、ランチルームの一部を借用して設置した1分室体制で運営を行っております。

しかし、平成20年度は児童数の増加に伴い学級数が増加し教室不足が見込まれることに加えて、児童クラブへの入会希望者も増加し2クラブ体制に移行となることが見込まれますことから、新たに2つのクラブ分を体育館北側グラウンドに設置するものでございます。

続きまして、「土佐山運動広場整備事業」でございます。資料ナンバー4の16頁もご覧ください。

昨年5月に法面が崩壊し、運動場利用に支障を来したことから、同年9月補正予算に調査費を計上しまして、地質の調査や工法の検討を行ってまいりました。その結果、アンカー工法より工事費が安い既存擁壁のグラウンド側に土留めとなる盛土を行いまして、その土圧をもって崩壊箇所を食い止める「押さえ盛土工法」を採用し工事を行うものでございます。

工事費は、当初1億以上の金額が見込まれておりましたけれども、工法の工夫によりまして1千万円となり、財源として県からの交付金によりまして「新しいまちづくり基金」を充てることとしております。

この工事によりまして、野球の右翼方向が6m程度狭くなるものの、公式基準の90mを満たしてございまして、市民のソフトボール等の利用に支障は生じないものと考えております。

続きまして、予算外議案2件でございます。

まず、「高知市青年センター条例の一部を改正する議案」でございますが、この議案に対しまして先ほど青少年課長の方から説明を申し上げましたので、ここでは省略させていただきたいと思っております。

続きまして、不動産取得議案でございますが、先ほど予算議案で説明申し上げ

たことに関連するものでございます。内容につきましては、横内小学校の昇降所棟につきまして、国の事業認定を受けたことに伴いまして、高知市学校建設公社から価格 3 億 4,850 万円以内で買取りを行うものでございます。

内容につきましては、予算議案の説明と同じでございますので、省略させていただきます。

予算議案と予算外議案につきましては、以上でございます。

吉川教育長 9月定例会に提案してどうなったかを報告してください。

総務課長 予算議案及び予算外議案につきましては、全て可決をいただいております。以上報告させていただきます。

澤田委員長 それでは、この件に関して質疑等はございませんか。

吉川教育長 この中で、先ほど論議しました「青年センターの条例議案」で、2階3階が教育研究所になっていますが、研究所は教育機関で指定管理に地方自治法上できないことについて、同じ「アスパルこうち」という一つの建物にあるのに2階3階を除いて指定管理者に指定して、その指定管理を受けたものに対して2階3階を部分的に業務委託していくということの説明をした訳ですが、率直なところ議員さんはなかなか納得されておらず、今後、全国の他の施設で同じような公の施設と教育機関を併せ持った施設もあると思うので、照会をして整理していこうかと思っておりますが課題を残しております。

澤田委員長 この件はよろしいでしょうか。

それでは、次に「第 404 回高知市議会に提案した決算認定議案について」事務局の説明をお願いします。

総務課長 総務課長の弘田です。

18年度の決算認定議案の中の教育費の決算概要についてご説明いたします。議案書の 25 頁をご覧くださいと思います。

まず、1の教育費歳出決算総括の表でございます。平成 18 年度は、予算額 112 億 9,035 万 7,000 円に対しまして、決算額は 96 億 9,161 万 7,000 円でございます。17 年度と比較いたしますと比率で 88.5%、金額では 12 億 5,957 万 8,000 円の減となっております。減となりました理由でございますが、次の 26 頁をご覧くださいと思います。この表は 18 年度の決算額の主な増減の内容をまとめたものでございますが、この表の中段から下の方に「7. 社会教育費」の欄をご覧くださいと思います。この中の一番下に「青年センター・教育研究所複合施設整備事業費」とございます。ここの事業費の減が大きな理由でございます。

その内容でございますが、この複合施設につきましては、17 年度は本館の建設工事が終了し、本館部分が 18 年 3 月にオープンしております。18 年度につきましては、残る工事として旧館の解体、テニスコート、駐輪場の整備工事を行いまして 19 年度 2 月に全面オープンいたしました。その 17 年度と 18 年度の工事内容の差によりまして、11 億 5,019 万 9,000 円の減となったものでございます。それが大きな理由でございます。

続きまして、また 25 頁にお戻りください。1の表の中段の翌年度への繰越額でございますが、この繰越額は 14 事業、6 億 5,989 万 1,000 円でございますが、この大半が学校施設の耐震化事業等、国の補正予算に対応したことによるもので

ございます。なお、前年度に比べまして4億6,235万5,000円の減となっております。

続きまして、その下段の不用額でございますが、不用額の内容は予算額から決算額と翌年度への繰越額を差し引いたものでございます。この不用額は、9億3,884万9,000円となっております。不用となりました理由で主なものといたしましては、学校施設整備等の工事の入札による請負価格が約3億1,600万円、それから財政事情によります執行停止が約2億2,000万円、各施設の節電節水等によるものが約3,900万円等が主なものでございます。

続きまして、その下段の執行率ですが、これは予算額を決算額で割ったものでございまして、この執行率は85.8%となっておりますが、先ほど申しました19年度への繰越事業額を含めると91.7%となります。この執行率が前年度に比べまして減少した理由は、先ほどの不用額の説明と同じでございまして、財政事情による執行停止等によるものでございます。

次に、教育費決算額の一般会計決算額に占める割合ですが、一般会計決算額1,305億8,861万8,000円に対しまして、先ほどの96億9,000万の額を割りますと7.4%となっております。前年度に比べまして0.7%の減少となっております。

以上が18年度の教育費決算の概要でございます。この決算の認定議案につきましては、昨日の本会議におきまして可決されましたことを併せてご報告いたします。以上でございます。

澤田委員長

それでは、この件に関して質疑等はございませんか。

他にご意見もないようですので、この件の質疑を終了いたします。

最後に、「追手前小学校に関する陳情の処理状況について」事務局の説明をお願いします。

総務課長

総務課長の弘田です。

続きまして「追手前小学校に関する陳情の処理状況について」ご報告いたします。議案書の28頁をご覧くださいと思います。

陳情の内容は、平成19年6月25日に議会の方で受理されました「追手前小学校の存続のため、特認校制度の継続を求める件について」という陳情でございます。この陳情につきましては、教育委員会の方から8月1日に報告書「特認校小規模校の検証と今後の方向性について」を、経済文教委員会の方に教育長の方からご報告をしたところです。この報告書を受け9月議会の方で、審議予定がされておりましたけれども、この存続を考える会の方から取下げの申出があり、取下げがされたところでございます。

続きまして、29頁をご覧くださいと思います。一旦、取下げがされましたけれども、その後、9月13日に新たに「追手前小学校の存続と、そのための学校施設の早急な耐震化を求める件」についてという、新たな陳情が出されました。この陳情につきまして、9月21日の経済文教委員会で採決が行われました。まずは、この陳情を継続審査することについて採決が行われました。4対6で継続審査としないことに決定されました。4委員さんの内訳を申しますと、共産党の議員さん2名、公明党の議員さんと市民クラブの議員さんでございました。その後、続きまして、この陳情を採択することについての採決が行われました。これにつきましては、3対7で不採択という決定がされました。この3議員さんの内訳は、共産党の議員さん2名、公明党の議員さんということでございます。市民クラブの方は、ここでは採択の方に拳手をされておらず、結果は不採択に意志

を表明されたという形になっております。

それから、9月27日の本会議でこの陳情につきましての委員会の採決を受けての本会議で議決がされました。その結果、陳情の採択に賛成少数ということで不採択となりました。その賛成少数ということの内訳を申しますと、新聞でもご覧になられたかと思いますが、共産党議員さん8人、市民クラブの1人の議員さんが退席ということで、9名を除いた33名の方が不採択に賛成ということの結論でございました。陳情の処理状況については、以上でございます。

吉川教育長

少し構いませんか。これまで申し上げてまいりましたように、5月25日に新聞報道がされて以降、教育委員さんは大変沈痛の思いをされたと思いますが、事務局の方も振り返ってみますと、都合4回、追手前小学校の保護者と話し合いをしてまいりました。ともかく、この9月議会は3分の2が追手前小学校問題の質疑で、残る3分の1が学校給食等をめぐるアウトソーシングでしたが、この陳情に対する経済文教委員会の不採択を受けて、議会がどう判断されるかが最大の関心だった訳でございますが、9対33という結果に至りました。また、この陳情がなかったら協議をする場がなかったわけですから、出していただいたことで議会において議決されましたので安堵の胸をなで下ろしたものでございます。

その間、マスコミ等では教育委員さん方の職務に関わって行き過ぎた経過等もあって、大変ご迷惑をおかけいたしましたこととお詫び申し上げます。

澤田委員長

他にご意見はございませんか。それでは、この件の質疑を終了します。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これで、教育委員会を閉会いたします。